

第
17回

シリーズ事業承継



税理士 吉川 弥生

前回の自社株譲渡の課税の取り扱いの続きです。

株主から発行会社に譲渡したときの課税は

株主から発行会社に譲渡したときの課税は、次によります。

(1) 個人株主の発行会社への自社株の譲渡

個人株主が発行会社に自社株を譲渡した場合には、その個人株主には株式の譲渡損益が生じるとともに、みなし配当課税が生じるのが原則です。第三者に譲渡した場合と比べて負担額が重くなりますので留意が必要です。

(2) 法人株主の発行会社への自社株の譲渡

法人株主が発行会社に自社株を譲渡した場合にも、その法人株主には株式の譲渡損益が生じるとともに、みなし配当課税が生じますが、法人には「受取配当等の益金不算入」制度があります。発行会社に持株を譲渡した場合の法人株主の税負担は第三者に譲渡した場合と比べて負担額が軽くなる場合もあります。

持株会社化するポイントは

持株会社というのは

事業承継対策の1つとして、先代経営者が有する会社の持株会社化があります。持株会社には、事業持株会社と純粋持株会社があります。

事業持株会社とは、各事業会社を統括しつつ、持株会社本体でもなんらかの事業を行う会社をいいます。純粋持株会社とは、持株会社では事業を行わず、各事業会社の管理のみを行う会社をいいます。

持株会社のメリット・デメリットとは

	メリット	デメリット
① 複数の会社を持株会社の傘下に収めるための持株会社化	<ul style="list-style-type: none"> ● 先代経営者が複数の会社を有しており、特定の後継者にこれらの会社のすべてを承継するのであれば手続きが容易 ● 複数の会社を持株会社の傘下に収めることにより、個々の事業ではなく、グループ全体の利益のため意思決定が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ● 先代経営者が複数の会社を有しており、複数の後継者にこれらの会社の各社をそれぞれ承継するのは困難 ● 他の財産が少ない場合に、後継者に持株会社の株式を相続させることによる他の相続人の遺留分の侵害
② 単独の会社の事業を分離することによる持株会社化	<ul style="list-style-type: none"> ● 権限を各事業会社に委譲することで、意思決定がスピード化 ● 新規事業や研究開発等のリスクを他の事業と分離することで、リスク分散が可能 ● 事業会社ごとに、業務実態に応じた人事制度の採用が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ● 赤字事業と黒字事業が分離する場合、税負担が増加する（ただし、連結納税により軽減可能） ● 各事業会社で間接業務が生じ、グループ全体ではコスト増となることがある ● 事業会社間でコミュニケーションが不足することがある

複数の後継者にそれぞれの会社を承継させたい場合の活用上注意点

先代経営者が複数の会社を保有しており、これらの会社を持株会社化により持株会社の傘下に収めると、先代経営者が直接保有している株式は、持株会社の株式のみとなります。

後継者が1人と明確に決まっているのであれば、問題が生じることはないでしょう。しかし、複数の後継者がおり、これらの後継者にそれぞれの会社を承継させたいと先代経営者が考えているのであれば、持株会社化してしまうとかえって面倒になってしまうかもしれません。